

【研究ノート】

スコットランドの博物館における学習・アクセスのストラテジー： コミュニティ学習と生涯学習の指標

Learning and access strategies for museums in Scotland:
Indicators of community learning and lifelong learning

久保内 加菜[※]

Kana KUBOUCHI

スコットランドは、1997年の労働党政権誕生後に独自の議会有する「独立国家」となり、イギリス全土やEU圏の社会経済のグローバル化も背景に、まさに改革の只中にある。教育・文化行政や地域政策の領域も変革を免れず、博物館¹⁾においても、学校教育との連携はもとより、「社会的排除」に代表される社会問題への取り組みが注目される。

本稿では、特に自治権委譲後の1999年以降に策定された博物館に関する主要な学習・アクセスのストラテジーとその指標を整理し、その意義を考察したい。博物館は「あらゆる人々 (for All)」に向けた活動がいつそう必要とされるが、それは同時に伝統的な来館・利用者と異なる、博物館に「来られない」「来ない」人々を対象とすることを意味する。スコットランドでは「排除」された若者やコミュニティの問題が深刻であるが、博物館は社会政策とどのように関わり、博物館教育の質を高めることができるのであろうか。

急速な行政改革を承けて新規で無数の施策が打ち出され、ミッションや事業目的の策定と成果の公表が求められる今日、博物館と関連する機関は理念・実践の枠組みそのものを模索しているように見受けられる。本稿はまず、特にコミュニティ学習と生涯学習の領域における学習・アクセスのストラテジーと指標²⁾を概観する。次に、主要なストラテジーと博物館との関係の特質を、第一に質の保証のための地域システム、第二に特に「社会的正義」を中心とした社会政策と博物館との関係、第三に創造的な活動と幅広い領域における連携の3つの観点からまとめたい。博物館にとっての「指標」の意義と課題を考察することは、翻って日本の博物館の教育活動において示唆を与えうると考える。

※ 山脇学園短期大学

1. スコットランドの博物館に関連する学習・アクセスのストラテジー

(1) 教育・文化政策と博物館に求められる指標

まずスコットランドの博物館の政策環境を概観すると、政府と国立美術館群、そしてスコットランド博物館協会（Scottish Museums Council, 略称はSMC）がイニシアチブを取っていると言える。SMCは政府の博物館部門として独立した組織で、200以上の組織会員が運営する340以上の博物館に専門的な支援を行っている。非国立館が対象で、140程度の公立館、30の大学付属館、7つの軍事博物館と、約160館の私立館（independent）で構成される。本稿では主にSMCに加入する博物館をとらえたい。

教育政策は政府の教育省（Scottish Executive Education Department, 略称はSEED）が主導すると同時に、学習・教職協会（Learning and Teaching Scotland, 略称はLTS）や教育視学局（HM Inspectorate of Education, 略称はHMIE）、スコットランド資格当局（the Scottish Qualifications Authority, 略称はSQA）などの専門部局がある。2004年には「3歳から18歳まで」を統合した「卓越のためのカリキュラム（a curriculum for excellence）」が公表され³⁾、核となる「あらゆる若者に到達させる目標」は博物館政策においても重視されるようになった。この4つの目標は第一に「継続的な学習者」、第二に「自信に満ちた個人」、第三に「責任能力をもつ市民」、第四に「効果的な貢献者」である。

本稿では学校教育を中心としたフォーマルな教育の領域は重点的に扱わないが、新しいカリキュラムの「4つの目標」、そして2000年学校法（Scotland's Schools etc. Act 2000）で位置づけられた「教育における国家的優先事項（National Priorities）」⁴⁾は、博物館政策や個々の館の実践においても重要な指標となっていることを前提として指摘しておきたい。以上の教育・文化政策の現況から、スコットランドの博物館・博物館サービスに求められる多様な政策指標をまとめたものが【図1】である。

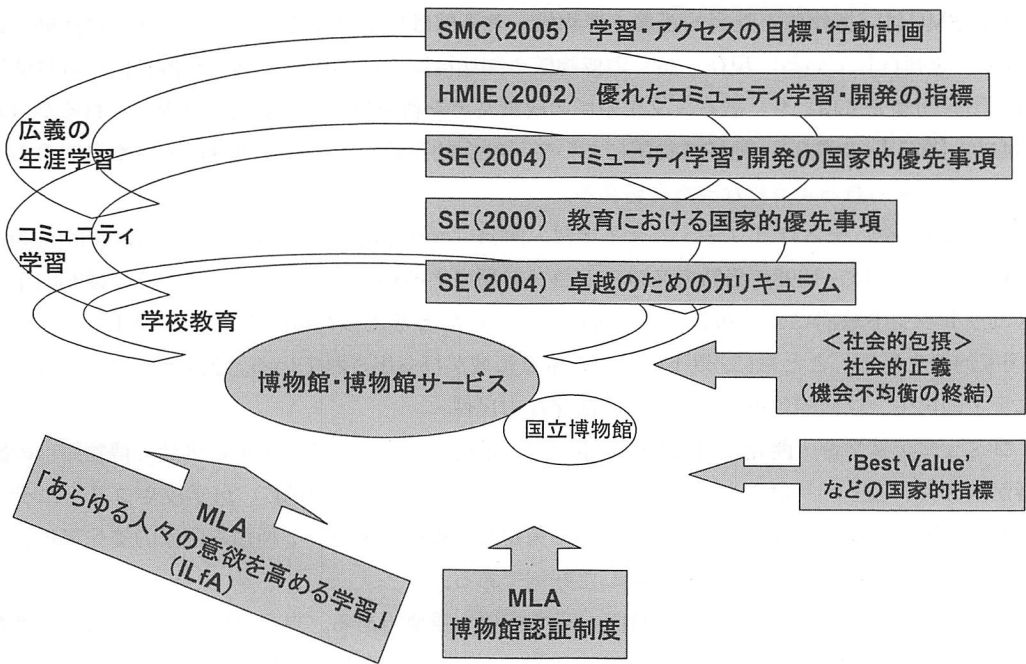
最も領域が明確な学校教育に関しては、新しいカリキュラムと国家的優先事項、【図1】に無いが狭義の生涯学習にあたる若者の職業訓練・資格、継続教育に関する国家指標が挙げられる。また教育方法として、教科横断型で参加型のアプローチや、より幅広い若者へのはたらきかけが求められるようになった。

そして学校児童・生徒、教師や一般的な博物館利用者に向けた教育活動の他に、近年の博物館に求められる観点がコミュニティ学習や広義の生涯学習である。この2つの領域については後述するが、政策指標としての「社会的正義」への取り組みも重要である。

さらに2003年スコットランド地方政府法にもとづき‘Best Value Performance Indicators (BVPIs)’を筆頭とするあらゆる領域に及ぶ国家的指標も重視されてきた。博物館に関するBVPIsには来館・利用者の総数（BV170a）と個人訪問数（BV170b）、学校訪問数（BV170c）があり⁵⁾、絶対評価としての数量データの把握と公表は幅広く普及した。

また、博物館界独自の国家的指標として、イギリス政府の文化・メディア・スポーツ省（Department of Culture, Media and Sports, 略称はDCMS）の関係機関である博物館・図書

図1 スコットランドの博物館に関連する主な学習・アクセスの指標



館・文書館協会 (Museums, Libraries and Archives Council. 略称はMLA) が行う博物館認証 (Accreditation) 制度や、「あらゆる人々の意欲を高める学習 (ILfA)」と呼ばれる「学習」の枠組も広く認識されている⁶⁾。

以上、スコットランドの博物館の政策環境と主な指標を概観したが、教育・学習の領域に限定しても、多数の、そして可視的な指標が求められるようになったことが理解できる。

(2) コミュニティ学習のストラテジーと指標

近年ではフォーマルな教育を超えて「あらゆる人々」に向けた活動が急務となっている。ここではコミュニティ学習と生涯学習に関する主要な政策を整理し、博物館に求められる学習・アクセスの指標をとらえたい。

スコットランドにおいても、イギリス政府やEUが取り組む「社会的包摂 (social inclusion)」⁷⁾ は大きな政策課題である。構造的な「排除 (exclusion)」の解決に向けて、1999年の分権委譲時に「社会的正義 (Social Justice)」⁸⁾ が打ち出され、担当相が置かれた。その後2004年に「機会不均衡の終結 (the Closing the Opportunity Gap. 略称はCtOG)」⁹⁾ へと受け継がれた。特に貧困の要因となりうる就学・就業・訓練をしない状態 (Not in Education, Employment or Training. 略称はNEET) の若者の増加は深刻視され、子どもの読み書き能力の向上や禁煙など

と並行して、データ把握と目標設定がなされている。

「社会的正義」を指標の一つとする2000年のスコットランド政府の文化戦略¹⁰⁾も公表され、SMCは『博物館と社会的正義：博物館・美術館はいかにコミュニティのために活動できるか』¹¹⁾を刊行している。現在、多くの博物館や関連機関の活動ミッションや指針は、直接的には「国家的優先事項」や、教育・文化領域の政策文書を利用しているように見受けられるが（おおむね【図1】の通り）、地域博物館において「社会的正義」への取り組みはもはや自明のものとしてとらえられるようになったと言える。

「社会的正義」を含む「コミュニティ学習・開発（community learning and development. 略称はCLD）」は、1998年当時のスコットランド局による報告書¹²⁾を皮切りに、その後2004年のスコットランド政府による報告書¹³⁾で決定づけられたと考えられる。ここでは、CLDの3つの「国家的優先事項」とともに、以下の5つの重点領域が打ち出されている。公共サービス、コミュニティの再生、社会的包摂、生涯学習、活発な市民性。

コミュニティ学習・開発の国家的優先事項は、前述の教育に関する事項と併せて博物館への影響が大きく、[表1]¹⁴⁾はスコットランド・アーツ・カウンシル（SAC）が学校やコミュニティにおいて展開する芸術プロジェクトにおいて策定した指標である。2種類の国家的優先事項に即して、芸術を活用した学習の指標を示した好例である。

コミュニティ学習に関しては、HMIEが示す指標も重要である。自己評価の指標である「優れたコミュニティ学習・開発の指標（HGIOCLD?）」¹⁵⁾では10の中心的指標が示されており、いくつかは博物館活動の指標として利用されうると考えられる。例えば前述のSACは「2(1)協力者へのインパクト：(学習者の包摂・参加（中略))」、「5(9)包摂・公平性・公正」などの指標を活用している¹⁶⁾。の自己評価の目的としては、若者や成人、コミュニティに対する諸活動のインパクトの把握、良質のニーズの保持・改善、よりよいサービスへの認識が挙げられている。5年間の評価事業の総括として学習者への聞き取り調査や経済水準の低い自治体の視察も含めた報告書も刊行され¹⁷⁾、厳しい状態にある若者に音楽や美術などを通じた文化的活動が効果的であることなどが示されている。

‘HGIOCLD?’におけるやや細かな指標と評価方法は、1996年当時のスコットランド局教育・産業省が策定・導入した学校運営の指標である「優れた学校の指標」¹⁸⁾と出自と策定のプロセスが同じ系統であるためと考えられる。学校などの教育機関では2001年より向上目標報告（Statement of Education Improvement Objectives）を毎年公表しているが、特に形式はなく、「優れた学校の指標」が示す質的指標は幅広く参照されている。

(3) 生涯学習政策と博物館：あらゆる人々に向けた学習・アクセス

1999年以降は生涯学習政策においても、戦略と指標が策定される傾向にある。主なものは2002年のスコットランド議会の企業・生涯学習委員会による中間報告書¹⁹⁾と、2003年のスコットランド政府の生涯学習戦略である『学習による生涯・生涯にわたる学習』²⁰⁾が挙

表1：教育・学習の国家的優先事項の芸術プロジェクトへの展開例：
スコットランド・アーツ・カウンシル（2007）による指標

コミュニティ学習・開発の国家的優先事項

- **成人の、学習を通じた達成**

知的刺激と創造性を高めることにより、以下の学習支援ができる。芸術の、また芸術を通じた学び。読み書きとICT、またコミュニケーションと問題解決、協調作業のスキルの向上。

- **若者の、学習を通じた達成**

身近で創造的な学習機会が、重要な人間的・社会的発達をもたらす。芸術と創造的な方法を用い、若者に発言する力を与え、自らにとって大切な問題を見いださせる。

- **コミュニティの、潜在的な能力の構築を通じた達成**

芸術により、問題を認識し、探り、表現するための、多様で知的刺激をうながす方法が高める。芸術を、意思決定やサービス提供を行う強力な手段とする。アーティストと協同し、コミュニティにおける創造的なプロジェクトの質を高める。

教育における国家的優先事項

- **学習の達成と到達**

読み書きのスキルを教える新しい楽しい方法を探し、カリキュラム横断型のアプローチを行う。

- **学習のための枠組み**

学習に知的刺激をうながすアプローチを用い、教師に研修と新しいスキル・発想を提供する。

- **（社会的）包摂と公平性**

子どものニーズと能力に対応してはたらきかけ、芸術を通して文化とアイデンティティを探究する。

- **価値と市民性（Citizenship）**

若者と社会にとって重要な問題を創造的に探究し、効果的な貢献者となるよう、若者をうながす。

- **生涯の学習**

若者に新しい方法への関与と思考をうながし、創造力や創作力の活用を含めて、学習のためのスキルと潜在的な能力の構築を支える。

表 2：スコットランド生涯学習戦略の 6 つの指標

- 1 16-19歳人口における非就学・非就業・非訓練者の割合を減らす
- 2 低所得の家庭出身の16-19歳に対する支援を強化し、学校と継続教育の双方か一方に就学させ、この年齢層の社会参加および留保の率を向上させる
- 3 全労働力における大卒者の割合を高める
- 4 最終資格がSCQF 5 以下の成人労働者の割合を減じる
- 5 現在18-29歳で、最終資格がSCQF 6 以下の者の割合を減じる
- 6 研修を行う雇用形態にある労働者の割合を高める

*Scottish Executive 2003 'Life Through Learning Through Life: The Lifelong Learning Strategy for Scotland' pp. 64, 70-79. より作成

げられる。スコットランド政府は新たな高等教育の枠組みも示しているが²¹⁾、『学習による生涯』は不利な状態にある若者や貧困層の学習支援にシフトした提言である。6つの指標は[表2]の通りで、学習機会への参加や教育単位および職業資格(the Scottish Credit and Qualification Framework. 略称はSCQF)のレベルの向上を目指す、「生涯学習」を冠しながらも、継続教育や職業訓練に特化した構成である。

同様に2002年のスコットランド議会報告書も経済成長からSCQFにもとづく社会保障システムの構築を提唱している。そして重点領域である「社会的正義」、また学習者主導型の「生涯学習」は、最低限の制度的保障としての学習機会均等と、学習者の「資質」としての自主性と自己責任を前提とするもので、まさに市場原理のメカニズムをもつ。

一連の生涯学習政策をふまえ、スコットランド博物館協会(SMC)は2005年に『スコットランドの博物館・美術館の学習・アクセスのストラテジー』²²⁾を公表した。「学習」と「社会的正義」を基軸に、博物館の学習・アクセスの理念を政府として初めて体系化し、[表3]の通り、「目標と行動計画」を提言したものである。5つの目標と合わせて31項の行動計画が示され、あらゆる人々(for All)に向けた学習・アクセス、つまり「社会的正義」=機会の均等と文化的権利の尊重が理念的な目標とされ、行動計画にはそうした理念への認識の向上や観衆調査、市民参加型の方法、他部門との協同などが示されている。

以上、博物館に関連するコミュニティ学習と生涯学習の政策的展開と指標を概観した。「社会的正義」=「包摂」を目指すコミュニティ学習の「国家的優先事項」や'HGIOCLD?'で示された指標と、生涯学習政策の「目標と行動計画」、さらに博物館独自のものとしてSMCのストラテジーが注目された。博物館においては、よりいっそう「あらゆる人々」に向けた活動が、具体的な指標として求められる時代になったと言える。

表3：スコットランド博物館協会「学習・アクセス戦略」の目標と行動計画

目標1 質の高い学習・アクセスの方針の作成および実践を行い、博物館が提供するサービスの中心に位置づける

1. 博物館の核となる機能として学習とアクセスを高めるよう計画する
2. 学習とアクセスの方針を向上させるよう、メンバーを支援する
3. 学習・アクセスにおいて基準を設定し、卓越性を認識する体系を打ち立てる
4. 学習・アクセス活動の影響を策定し、評価する枠組みとして「あらゆる人々の意欲を高める学習」を採用するようがす
5. あらゆる人々のためのアクセス可能なサービスを達成するために、機会の均等と障害を配慮するための訓練を拡大する
6. 博物館の所在地およびコンピュータ経由のアクセスの検証や、障害者差別禁止法 (DDA) の遵守がなされるよう、博物館を支える
7. 人種関係法 (RRAA) を遵守するよう博物館を支え、アクセスの障壁 (barriers) を認識し、最小限に抑える
8. アクセスの拡大と学習の強化のため、情報通信機器 (ICT) の役割と利用を向上させる
9. インターネットによる学習 (e-learning) の教材開発の資金を確保し、専門技術を培う

目標2 市民の文化的権利の中心として博物館を高め、公共のアクセスを拡大・統合させる

10. 障壁をアクセスへと転じるため、文化的権利に関する計画を調査・試行する
11. 個人の文化的権利を尊重するため、博物館の役割を主張し、明示する
12. 観衆 (audiences) について、非来館者と多様性に注目してリサーチを行う
13. 観衆を理解し、多様なニーズに応えるための方法論を開発するよう、博物館を支える
14. 例えば市民や子どもの委員会や、若者による意志決定の仕組みなど、参加型のモデルを模索し、推進する

目標3 博物館のサービスをより幅広く統合させるために、他の教育や地域、ボランティアな部門と密接に協同する

15. 共同の方針に影響を与え、サービスの協同を促進するために、重要なパートナー (例えば地域の学習や町おこしに関する機関や大学・カレッジなど) と協力する
16. 地域の学習計画を強調し、パートナーシップの公表と学習サービス統合の方策とする
17. スコットランド学校カリキュラムの見直し (2004年11月) や、文

化コーディネーター計画に対応し、文化遺産施設が学校のカリキュラムと関連するための機会を促進する

18. 博物館学習の補完的な性質と、フォーマルな学習の達成度の向上への貢献を促進する

目標4 博物館学習・アクセスと、統合させた資源としての特質を強める

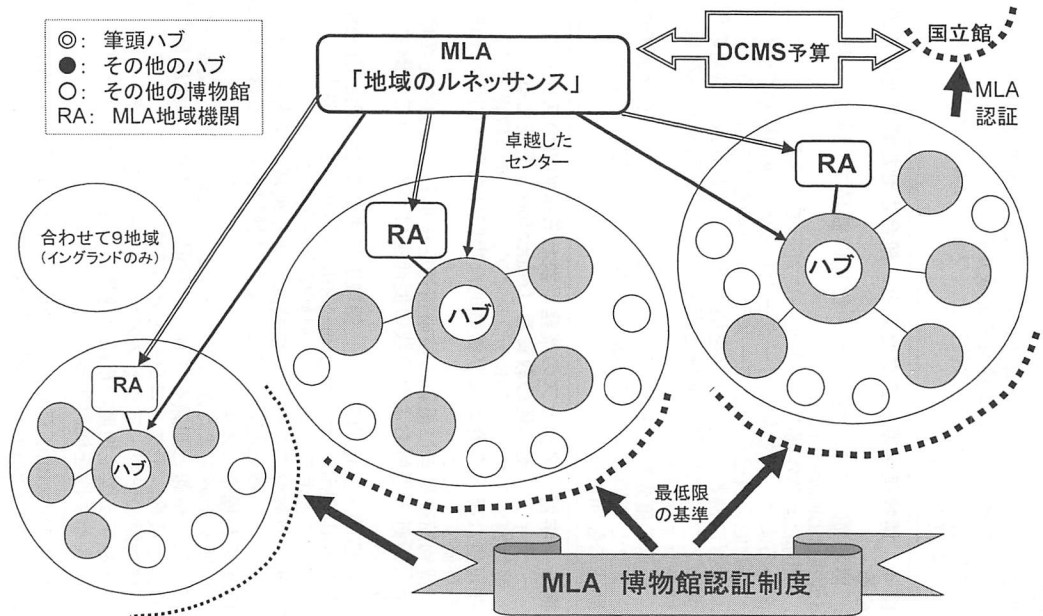
19. 博物館がもつ学習・アクセスの価値を、重要な利害関係者 (stakeholders) に示す
20. 館内および外部のパートナーに対して、学習・アクセスの価値を高めるよう、博物館のリーダーとしての先駆的役割を強化する
21. 博物館の自己宣伝とマーケティングの能力を高める
22. 学習に携わるスタッフを増員および学習資源の開発の促進、学習・アクセス開発の継続を支えるために、持続可能な資金の必要性を訴え続ける
23. 予算の優先順位をたしかめ、メンバーのための資金源を強調する
24. アクセスの向上と質の高い学習の提供を目指し、国や地方による助成の動向をうかがう

目標5 学習・アクセスの業務に携わる博物館のスタッフやボランティア、その他の教育者 (educators) を支える

25. 博物館のスタッフやボランティア、その他の教育者に対して、現在可能な導入教育および継続的な専門性開発 (CPD) の整備状況を評価すること
26. 博物館従事者に最新の技術情報を提供し、労働力を多様化させ、学習指針の理解および実践の促進をはかるために労働力の開発を支える
27. 「創造的・文化的スキル」領域別スキル協会 (the Creative and Cultural Skills, the Sector Skills Council) と協力し、博物館のスタッフとボランティアの研修機会を向上させる
28. 就学前教育のスタッフや教師、また地域の学習・発達の専門家に対して、博物館における、または博物館による導入教育およびCPDの整備を支える
29. 領域や地域をまたがるフォーラムの認識と開発、支援を行うことにより、情報と知識を共有し、学習・アクセスの発展をうながし、資源と技術、テクノロジーを分担する
30. 博物館の学習・アクセスのネットワークを支える
31. 関連する国や地域の組織と連携し、ボランティア・マネージャーを支える手段を検討する

*Scottish Museums Council 2005 'A national learning and access strategy for museums and galleries in Scotland' pp.21-22. より作成

図2 イングランドの地域博物館をめぐるシステム



2. スコットランドの博物館教育をめぐる指標の意義と課題

(1) 質の保証に向けた地域博物館のシステム

スコットランドの博物館教育をめぐる戦略と指標の第一の特質として、「あらゆる人々」の学習・アクセスに向けた多種多様なレベルの戦略と指標が混在することを指摘したい。1.で概観した通り、学校教育にはじまりコミュニティ学習、生涯学習の領域に広がる戦略と指標は、やや混沌とした状況を生み出している。その一つの要因は、地域博物館を支えるシステムそのものが未確立なためと言えよう。

既にスコットランドの枠組みとして【図1】を示したが、イングランドの状態を試みにまとめた【図2】を対比させたい。イングランドでは、政府機関のMLAにより、2つの方向から地域博物館の質を支える制度を確立させてきた。第一に、スコットランドも含め、イギリス全土で8割の博物館が参加する認証制度²³⁾が定着し、最低限の質が保障される。第二に、2001年より導入された「地域のルネッサンス」事業²⁴⁾によりイングランドを9地域に分けてMLA支部 (Regional Agencies, 略称はRAs) を置くとともに、各地域が「卓越したセンター」である「ハブ」を中心としたシステムを構築することとした。つまり、「卓越 (excellence)」の高度な基準を設定し、中央政府からの直接の予算配分を行うことにより、初めての体系的な地域システムが確立したのである。いわば地域博物館は、「最低限の基準」と「卓越」で上下に挟まれる構造となった。そして「社会的包摂」の試行などの先駆的な活動は、「卓越」に向けた活動としてうながされるこ

とになる。

多様なレベルの指標が混在するスコットランドの場合、博物館は「社会的正義」などの高次の国家的指標を志向しつつ、一貫した予算配分システムが無いために、各行政機関や関係団体が示す指標に沿って運営や活動を意味づけ、資金調達を行う必要がある。「指標」に向けた目標や計画の策定が断片化する危惧が否めず、また「指標」そのものも過去10年間を見る限り新設や改訂が著しく、現状維持さえ相当な労力を要すると考えられる。

もっとも、努力義務に過ぎない「指標」が求められる要因は、可視的・絶対的な成果が公共施設として必要とされるようになったことはもとより、博物館活動としての理念的・内的な根拠を博物館そのものが渴望したことにあるのではないだろうか。国家資格としての学芸員制度すら持たないイギリスの公共博物館は、自らの存在意義を示し、運営や活動を方向づけるための指標を求めてきたと言える。イングランドでは成否はさておき、MLAの強力なイニシアチブにより二重構造の質の保証のシステムが貫徹した。スコットランドの場合、博物館としての最低限の質保障は認証制度に頼るものの、より高次の指標として、教育・文化政策をはじめ雇用や地域政策など膨大な領域にとらわれることとなる。

(2) 社会政策と博物館：「社会的正義」への取り組みを中心に

今日の地域博物館は、いかに「あらゆる人々」への学習・アクセスを可能にできるか、という課題に直面している。それは日々の活動を続けるなかでおそらく自然に生じる志向であり、例えば身体的な障害があるといった物理的なバリアに対して、障害者差別禁止法（DDA）の遵守以上に、施設・設備面の改善や人的なサービスが行われている。コンピュータやインターネット（ICT）の普及により、博物館に「来ない」利用も広がっている。しかし、「社会的包摂」＝「社会的正義」政策に端的に示されるように、社会政策として示される指標にどこまで取り組むか、新たな課題も生まれている。

スコットランドの博物館に関する指標の第二の特質には、「社会的正義」への取り組み、またコミュニティ学習や広義の生涯学習を含めたインフォーマルな学習として、「NEET」状態の若者や民族・宗教的マイノリティ、経済水準の低いコミュニティなどに代表される社会的に「排除」された人々に向けた教育機会が志向されていることが指摘できる。

SMCの学習・アクセスのストラテジーの指標（【表3】）では、DDAや人種関係法（RRAA）への言及や、非来館者のリサーチ、学習者参加型モデルの開発、労働力の多様化などの提言がなされている。例えば優れた実践として、薬物依存者の社会復帰支援や、移民の歴史の調査と展示を通して若者の就業や対人関係のスキルを向上させるプロジェクトが紹介されている。あらゆる人々、特に学校教育や国家資格（SCQF）のラダーに乗らない社会的弱者を把握してアウトリーチ活動を行い、実践的なスキルを習得できる教育プログラムを開発するといった積極的な認識と実践が、指標として求められているのである。

たしかに博物館は、創造的、体験的なアプローチによって多くの人々の学習機会を豊かにでき

うであろう。しかし、「社会的正義」やインフォーマルな学習の領域はあまりにも広範に及び、戦略やその指標そのものも永続的でなく、ベクトルの揺らぎさえ見受けられる。多様な指標が繁茂する状態で、博物館が時の社会政策に寄り添い、過度に政治的存在となることは、慎重に避けられねばならないと本稿では考える。

北アイルランドやアメリカなどと比較しつつ、主にイングランドのコミュニティと博物館をめぐる政策や議論を整理したエリザベス・クルーク (Elizabeth Crooke) は²⁵⁾、社会的排除防止局 (SEU) を中心に展開される政策、また博物館を対象としたDCMSの報告書『社会的変革の拠点：あらゆる人々のための博物館、美術館と図書館』²⁶⁾や、大規模公立博物館グループ (GLLAM) の『博物館と社会的包摂』²⁷⁾などの動向を描写し、博物館の「社会的包摂」への取り組みと評価の意義を疑問視する。もちろん「社会的包摂」は「善いこと」である。しかし、コミュニティに根付いた問題から発しない戦略は有益なのだろうか。SMCが推進する「社会的正義」や学習・アクセスも、文化的プログラムと言うより政治的活動と厳しく指摘する。現状では実践や評価の手法が未熟で、「社会的包摂」も十分理解されておらず、紋切り型のプログラムに陥る矮小化もありうる。少なくとも、文化政策とコミュニティ政策の整合化を政府レベルで行う必要が述べられている。

(3) 創造的な活動の展開と他領域の施設・組織との連携

博物館の過度な政治化への危惧はあるが、しかし一方で、コミュニティ政策などの戦略に依拠することで、アウトリーチ活動を展開する思わぬ公的根拠を得て、あるいは新しいプログラムの開発に取り組まざるを得ず、ユニークな実践が生まれたことも事実である。スコットランドの動向の第三の特質は、教育・文化政策にとどまらない戦略や指標に裏打ちされた、あるいは触発された創造的な活動が発展したことである。

「社会的正義」や若者の社会参加などを目的として掲げる活動では、「結果的に」ではあるが、博物館界にとどまらない多様な領域の施設・団体との協力関係が進化したことも成果の一つである。パートナーには、図書館や女性センター (例えば Women's Resource Centre) など、日本で社会教育施設と呼ばれる種類の施設・機関がまず挙げられる。スコットランド・博物館教育グループなど、博物館教育に特化した専門団体もある。またSACやスコットランド・ナショナル・トラストなどの文化・芸術関係団体、学校、大学との連携も深い。そして近年は、Youth Linkなどの若者支援組織や人権団体、民族系団体や障害者団体などとの連携が活発になっている。

例えば、グラスゴー現代美術館 (the Gallery of Modern Art, 略称はGoMA) は、2002年より「社会的正義」を掲げて美術プログラムを展開した²⁸⁾。契機は、グラスゴー市がイギリス政府の移住政策の一環で1万人の難民を受け入れ、既存のコミュニティへの融合プログラムを開始したこと、またアムネスティ・インターナショナルのスコットランド支部とスコットランド難民協会の支援が受けられたことである。11の市立館が所属するグラスゴー文化・スポーツ局に新しく「社会的排除コーディネーター」が雇用され、2003年に難民と亡命者をテーマとした「聖な

る場所 (Sanctuary)」と呼ばれるプログラムが行われ、展覧会やアウトリーチなどを含めて異例の21万人の来館者を得た。この「社会的正義」のプログラムは、女性への暴力をテーマとした2004年の「当たり前のこと (rule of thumb)」、セクショナリズムを扱う2007年の「見えない真実 (Blind Faith)」、さらに2009年の非異性愛者 (LGBT) に関するプログラムの計画へと展開することとなった。

GoMA マネージャーのビクトリア・ハロウズ (Victoria Hollows) は、「社会的正義」という、きわめて政治的で特定の問題を扱うことへの躊躇を述懐する²⁹⁾。ハロウズによると、市の中心部に位置するGoMAは親しみやすい展示が市民や観光客に「愛される」一方、1996年開館で歴史が浅く、美術界から無視された存在である。正統な評価が得られない恐れがあるが、GoMAが掲げる活動目的の一つは「特に社会的に排除された人々に、現代美術へのアクセスを提供する」である。社会的変革を目指すプロジェクトとして、また教育部門を強化する目的で実施に踏み切ったと言う。たしかに、美術界の評価から自由であり、また若者などに向けた活動の十分な実績をもつGoMAでこそ実現したプロジェクトであったであろう³⁰⁾。「社会的正義」というアノニマスな政策的優先事項が、「人権」を探求する美術プロジェクトへとつながった希有な事例と言える。

註

- 1) スコットランドの文書では 'museums and art galleries' という表現が頻繁に見られるが、本稿ではすべて「博物館」と記す。なお、スコットランド国立美術館群は文化遺産法にもとづいて独自に運営されているため、本稿では主な対象としない。
- 2) 狭義には 'indicators' であるが、本稿では 'guidelines' や 'objectives' など、具体的な指針・到達目標が示された政策文書や博物館などが策定した方針も含めて「指標」と呼ぶ。
- 3) Scottish Executive 2004 'a curriculum for excellence: the Curriculum Review Group' Scottish Executive, Edinburgh. 久保内加菜2008「スコットランド『卓越のためのカリキュラム』の卓越性」山協学園短期大学紀要第45号、72-85頁
- 4) 2000年学校法第4条第4項(1)とそれにもとづく以下の施行規則が根拠となっている。The Education (National Priorities) (Scotland) Order 2000.
- 5) Audit Commission 2007 'Best Value Indicators Guidance 2007/08' Audit Commission, London, pp. 249-254. BVPIsは2008年で終了し、'National Indicators' として統合予定。
- 6) 詳細は以下を参照。久保内加菜2006「学習、アクセス、地域主義：イギリス博物館教育の研究課題」山協学園短期大学紀要第43号、pp.8-19
- 7) 日本社会教育学会編2006『社会的排除と社会教育』東洋館出版社。鈴木敏正編著2004『地域づくり教育の新展開：北アイルランドからの発信』北樹出版。などを参照。
- 8) Scottish Executive 1999a 'Social Inclusion: Opening the Door to a Better Scotland'. Scottish Executive 1999b 'Social Justice...a Scotland where EVERYONE matters'. など

を参照。

- 9) スコットランド政府の以下のウェブサイト参照。
<http://www.scotland.gov.uk/Topics/People/Social-Inclusion/17415/opportunity> (2008年1月)
- 10) Scottish Executive 2001 'Creating Our Future ...Minding Our Past: First Annual Report' The Stationary Office, Edinburgh.
- 11) Scottish Museums Council 2000 'Museums and Social Justice: How Museums and Galleries Can Work for Their Whole Communities' Scottish Museums Council, Edinburgh.
- 12) a Working Group on the Future of Community Education 1998 'Communities: Change Through Learning' The Scottish Office. 以下のウェブサイトより入手可能。
<http://www.scotland.gov.uk/library/documents-w3/cctl-00.htm> (2008年1月確認)
- 13) Scottish Executive 2004 'Working and Learning together to build Stronger Communities: Scottish Executive Guidance for Community Learning and Development' Scottish Exevutive, Edinburgh.
- 14) Scottish Arts Council 2007a 'Firing the Imagination: arts organisations in partnership with schools' Scottish Arts Council, Edinburgh, p.6, Scottish Arts Council 2007b 'Firing the Imagination 2: arts and community learning and development' Scottish Arts Council, Edinburgh, p. 10 より作成。
- 15) 以下のウェブサイト版を参照。HM Inspectorate of Education 2006 'How Good is Our Community Learning and Development? 2 Self-evaluation for Quality Improvement'
<http://www.hmie.gov.uk/documents/publication/hgio2cld.html> (2008年1月確認)。初版は2002年に公開され、32の地方自治体で関連した取り組みが見られた。
- 16) Scottish Arts Council 2007, op.cit., p.11.
- 17) HM Inspectorate of Education 2007 'Making a difference in Scotland's communities: A five year review of communitety learning and development in Scotland Development?' HM Inspectorate of Education, Edinburgh.
- 18) HM Inspectorate of Education 2002 'How good is our school? 2002 edition: Self-evaluation using quality indicators' Her Majesty's Stationery Office, Norwich.
- 19) Scottish Parliament 2002 'Enterprise and Lifelong Learning Committee Interim Report on Lifelong Learning' The Stationary Office, Edinburgh.
- 20) Scottish Executive 2003a 'Life Through Learning; Leaning Through Life: The Lifelong Learning Strategy for Scotland' The Stationary Office, Edinburgh.
- 21) Scottish Executive 2003b 'A Framework for Higher Education in Scotland: Higher Education Review Phase 2' The Stationary Office, Edinburgh.

-
- 22) Scottish Museums Council 2005 'A national learning and access strategy for museums and galleries in Scotland' Scottish Museums Council, Edinburgh.
 - 23) Museums, Libraries and Archives Council 2004 'Accreditation Standard' Museums, Libraries and Archives Council, London. 1988年に登録 (Registration) 制度として導入され、2004年に現制度に改定された。以下を参照。博物館基準研究会編1999『博物館基準に関する基礎研究：イギリスにおける博物館登録制度』博物館基準研究会。神田正彦2004「イギリスの博物館登録制度について」博物館研究36(4)日本博物館協会、pp.6-12.
 - 24) Resource 2001 'Renaissance in the Region: a new vision for England's museums' Resource, London. 久保内加菜2004「イギリス地域博物館の展望：『地域のルネッサンス』計画」博物館雑誌29 (2) 全日本博物館学会、pp.75-83.
 - 25) Elizabeth Crooke 2007 'Museums and Community: ideas, issues and challenges' Routledge, Oxford, pp.54-63.
 - 26) Department of Culture, Media and Sport 2000 'Centres for Social Change: Museums, Galleries and Libraries for All' Department of Culture, Media and Sport, London.
 - 27) Group for Large and Local Authority Museums 2000 'Museums and Social Inclusion: The GLLAM Resport' Research Centre for Museums and Galleries, Leicester.
 - 28) Katie Bruce (etc.) 2007 'towards an engaged gallery: Contemporary art and human rights; GoMA's social justice programmes' Culture & Sport Glasgow, Glasgow.
 - 29) Victoria Hollows 2007 'Giving Elbow Room: Contemporary art and human rights' in Katie Bruce (etc.) 2007 *ibid.*, pp. 7-28.
 - 30) 2007年2月に行ったGoMAの教育・アクセス担当学芸員、アリシア・ワトソン氏 (Alicia Watson) への聞き取りによる。